

平成21年1月20日厚生常任委員会

鈴木（ひ）委員

数点お伺いしたいと思います。

今日、頂いた報告書ですが、その中の4ページ、平成20年度食品衛生年末総点検の実施結果ですが、「（3）違反の状況及び指導結果」に「食品等の点検では、製造者、輸入者、添加物等の表示が不適切なものが21件あり、適正表示を指導する等の措置を行った」と書いてありますが、具体的にどういうことですか。

生活衛生課長

年末というのは、クリスマスあるいはお正月に向けてのおせち料理等の食品が多く出回っているということで、いつもより多くの点検あるいは検査を行っております。その中で、この21件の表示違反等があったわけですが、少し報告させていただきますと、製造者や輸入業者の表示が不適切なものがございまして。また、添加物の表示が不適切であったというものがございました。

違反の具体的な例を一つ挙げてさせていただきますと、県内の豆腐製造施設ですが、系列工場の表示シールを誤って使用してしまったということで、事実とは異なる製造者の名前がラベルにされていたというようなものもございました。

また、スーパーで販売されている菓子などを目視で検査をさせていただきますけれども、保存料が添加物として表示されており、これは他県での製造施設でございましたので、そちらの方に問い合わせをしたところ、保存料ではなくて乳化剤であったというようなこと等の表示違反がございました。

いずれにいたしましても、これらの違反表示に対する措置ですが、いずれも適正な表示を行った上で販売するように指導しております。

また、県内の製造業者に対しましては、改善を確認した上で始末書等を徴収します。また、製造者が県所管域以外であるところに関しましては、施設を所管する自治体に調査を依頼しているところでございます。

鈴木（ひ）委員

今のお話の中で私が気にかかることは、このことは意図的にやっていたんですか。それとも、要するに食品自体の表示自体が分からないでやっていたのか。どちらですか。

生活衛生課長

その1件1件、どういう意図かというのは、なかなか難しい問題がございますけれども、県内にそういう施設があったところにつきましては、監視に行っております。その監視のときに聞き及んでいる範囲でございますと、間違ってしまったということで、委員お話しの意図的というような趣旨はなかったように思われます。

鈴木（ひ）委員

分かりました。意図的ではなく、表示等々について分からないということであるならば、これは、また方向性というのは、県としても、指導の内容というのは違ってくる。ここに適正表示と書いてありますけれども、例えば、本来でしたら、JAS法また食品衛生法の中で見てみると、対面販売は表示自体が必要ないわけです。要は、私がいつも思うのは、食品にかかわることについては、本当に奥が深く、これは入っていますみたいなものがすごく多くありまして、今、報告一つを受けていたとしても、ひょっとしたら食品衛生法の表示義務の徹底がなかなか難しいものであったとしたならば、そういうところをしっかりとしていかなければいけないだろうと思います。

ただ摘発や、こうだという指導性だけがどんどんいって、それが県民の、ある意味で、生産者側も、また消費者側も、それによってメリットが受けられないということは、これほどばかばかしいことはないわけで、そこをお願いしたいと思います。

二つ目は、緊急経済対策ですが、6ページの福祉・介護分野における緊急就職相談会ですが、17日に行ってきました。現場は今までになく、待ち時間まであって、一杯並ばれたということで感動されていたんですが、私は、その現場でなくて、閑散としていたんで、午前中には結構いらしたんだろうと思うんですが、この中で一つ私が気にかかったことは、こういうことをやっていただくことは、結構で、やっていただいた後に、どうされるんですか。例えば、就職相談を受けた後、相談に来た人も含めて、第2弾というのはどういうことを考えていらっしゃるんですか。

地域保健福祉課長

今回の就職相談につきましては、緊急ということで、福祉の仕事を理解していただくということで、17日から、施設の方の御協力をいただいて、具体的な相談に乗っていただくということでやっております。実際にいらした方たちがどんな方たちかということも含めて、現在、分析をしているところですが、初日は31名の方が具体的な相談に来られました。その方たちが就職しようというふうに気持ちを向けてくれたかどうかということも、私どもの方としてはチェックさせていただいて、そのうちの11の方が求職票を出していただきました。求職票を出していただきますと、福祉の職場、施設等と御本人とのマッチングというのが、これから次に始まります。

求職票を出さない方は、お名前等分かりませんのでフォローができませんけれども、求職票を出していただければ、その方がどこに就職できるかと、そういったことのフォローはできます。その後につきましては、今度、働きながら学ぶという態

勢づくりということにしておりますので、そのルートに沿って、これから資格等を
得ていただくような態勢に入っていくということを考えております。

鈴木（ひ）委員

是非ともお願いしたいことは、私は、この中でお話をお聞きしていて、ああ、なるほどなと思ったのは、大半の方は全然違う職種からこちらに来ているというお話だったんです。これは、よく危機というけれども、ピンチはチャンスというけれども、やはり大変な雇用のミスマッチが起こっているわけで、こういうことに対して、ある意味で、求職票を実際に書いてくださったということは、すごく良いことだと思います。ある意味では、施設の方もいらっしゃったんですけれども、とても喜んでいたので、後押し、また違う形で、神奈川県発の福祉・介護分野における雇用の推進をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、新型インフルエンザなんですけれども、年末から年始にかけて、国の動きが二、三あったみたいで、一つには、11月17日の日経新聞に、新型インフルエンザになった場合に、あなたはどこに行くのかと聞いたところ、病院で受診するという人が最大97%だと。これについては、基本的に今までのインフルエンザと変わりなかったとしても、約9割の方が行かれる。それに対して新型インフルエンザになった場合には、とにかく病院に行ってしまうという方向性が一つ見える。これは大変大きなデータだと私は思います。

もう一つが、去年の暮れだと思えるんですけれども、産経新聞が新型インフルエンザの想定死亡者数について国が変えそうだと。基本的に、今までの日本の場合については、

1918年の大正時代に起こったスペインかぜのデータを用いて厚生労働省は出していたんですが、アメリカでは、何と国民の30%、英国でも感染率を50%に見積もっていますと、こういうのが出たということですが、実際には、今二つお話ししましたけれども、国の情報として、このことを聞いていらっしゃいますか。

健康危機管理担当課長

最初に被害想定の部分からお話しさせていただきますと、国の方から、そういう情報があったと、国も研究班を立ち上げて、今後、被害見直しをするという話は聞いてございます。ただし、今回、近々見直しをという行動計画の中には、その見直しは反映されていないと、もう少し結果はかかるのではないかとというようなお話は聞いております。

それから一つ、病院の受診のお話なんですけど、これにつきましては、特に国の方からお話はありませんが、私どもとしては、そういった情報は承知しておりますので、そういうことがないようにということで、今、できるだけの広報を考えてございます。

鈴木（ひ）委員

最後に、10月に慈恵医大で新型インフルエンザの訓練をやったそうです。慈恵医大の准教授の言った言葉をお互いに確認したいと思っっているんですが、「過去に発生した新型インフルエンザでは、行政の対応の違いで死者の数に大きな差が出た。他の感染症や生物テロにも対応するため、地域医療の質を上げることが問われている」というふうに、この方はおっしゃっているようです。受動喫煙も大事なんだけど、それよりももっと大事なこの新型インフルエンザ対策にもっと真剣に取り組まない大変なことになりますので、もう一度その点、お互いまた確認していきたいと思っいます。質問を終了したいと思っいます。